⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税に相当する金額を含めて見積もった金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格

⑴　契約事務実施規則（以下「実施規則」という。）第８条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の事由がある場合に該当する。

⑵　実施規則第９条の規定に該当しない者であること。

⑶　令和４・５・６年度の国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）の競争参加資格における資格の種類「物品の製造」又は「物品の販売」において、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがされている者については、手続開始の決定後、別に定める手続きに基づく競争参加資格の再申請を行うこと。）。なお、全省庁統一資格において、当該資格を有する者は、同資格を有する者とみなす。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをされている者及び民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをされている者（上記２⑶の再審査を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　農研機構における物品の製造・販売及び役務等契約に係る指名停止等に関する措置細則又は農林水産本省物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

⑹　ガス事業法第３条の規定に基づき、ガス小売事業者としての許可を得ている者であること。

⑺　農研機構が提示する仕様等の情報提供依頼に対して、必要な内容を書面により回答することが出来る者であること。

⑻　農研機構の公的研究費の不正使用等防止に係る「誓約書」を提出した者であること。

3　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒305―8642 茨城県つくば市観音台２―１―12（機構共用棟）　農研機構本部管理本部総務部会計課調達チーム　電話029―838―6400　ファクシミリ029―838―6298
メールアドレスkeiyaku@naro.affrc.go.jp

⑵　入札説明書の交付方法　本公告の日から令和６年１月30日まで、上記３⑴の場所にて交付する。

⑶　郵送等による場合の入札書の受領期限　令和６年２月９日午後５時00分

⑷　開札の日時及び場所　令和６年２月13日午前10時00分　農研機構　機構共用棟２階　入札室兼講義室

4　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨。

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。

⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、入札説明書で示した証明書等を令和６年２月１日午後５時までに提出しなければならない。なお、入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。当該書類に関し説明の義務を履行しない者は落札決定の対象とはしない。

⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

⑸　契約書作成の要否　要。

⑹　落札者の決定方法　本公告に示した競争参加資格を満たすと判断される書類を提出した入札者であって、実施規則第31条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

⑺　手続きにおける交渉の有無　無。

⑻　詳細は入札説明書による。

5　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity: Naoki Ichida, Director General of the General Affairs Department, Headquarters of National Agriculture and Food Research Organization (NARO).

⑵　Classification of the products to be procured : 26.

⑶　Nature and quantity of the products to be purchased :

①　Gas to be consumed at area 1: Estimated annual consumption 1,579,000 cubic meters

②　Gas to be consumed at area 2: Estimated annual consumption 603,000 cubic meters

③　Gas to be consumed at area 3: Estimated annual consumption 259,000 cubic meters

④　Gas to be consumed at area 4: Estimated annual consumption 612,000 cubic meters

⑷　Delivery period: From 1 April 2024 through 31 March 2025

⑸　Delivery place: described in the specification.

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

①　Not come under Article 8 Cabinet Order concerning the Contract for NARO.

②　Not come under Article 9 Cabinet Order concerning the Contract for NARO.

③　Have Grade A, B, C or D on “manufacturing or selling of products” in terms of the qualification for participating in tenders by NARO (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2022, 2023 and 2024.

④　Not being suspended from transactions by the request of the officials in charge of contract

⑤　Have permission to be a general gas retailer in accordance with Article 3 of the Gas Utility Industry Law.

⑺　Time limit for Application for confirmation of qualification for participating : 5 : 00 PM 1 February 2024.

⑻　Time limit for tender (Mailing): 5 : 00 PM 9 February 2024

⑼　Time limit for tender (Bringing): 10 : 00 AM 13 February 2024

⑽　Contact point for the notice: Supply Team, Tsukuba Equipment and Accounting section, Department of General Administration, Headquarters, NARO. 2―1―12 Kannondai, Tsukuba-Shi, Ibaraki-Ken 305―8642, Japan. TEL 029―838―6400

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和５年12月11日

国立研究開発法人
農業・食品産業技術総合研究機構
本部管理本部
観音台第３管理部長　髙橋　秋彦

◎調達機関番号　818　◎所在地番号　08

1　調達内容

⑴　品目分類番号　24

⑵　件名及び数量　温室効果ガス３成分同時分析装置　１式

⑶　仕様・規格等　入札説明書による。

⑷　納入期限　令和６年４月26日

⑸　納入場所　入札説明書による。

⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格

⑴　契約事務実施規則（以下「実施規則」という。）第８条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の事由がある場合に該当する。

⑵　実施規則第９条の規定に該当しない者であること。